

J R山陰本線維持・利用促進ワーキングチーム 設置要綱

(設置)

第1条 J Rローカル線の利用促進策の検討にあたり、各地域特有の事情等を踏まえた検討を行うため、J Rローカル線維持・利用促進検討協議会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、「J R山陰本線維持・利用促進ワーキングチーム」(以下、「WT」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 WTは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) J R山陰本線(梁瀬～鳥取)の利用促進策の検討
- (2) 前号に掲げるもののほか、J R山陰本線(梁瀬～鳥取)の維持・活性化に関し必要な事項

(組織)

第3条 WTは、別表に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和5年3月31日までとする。

(事務局)

第4条 WTの事務局は、但馬県民局地域政策室に置く。

(会議)

第5条 WTの会議(以下、「会議」という。)は、事務局が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 事務局が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者(ただし、有識者に限る。)が、会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者(ただし、有識者に限る。)が、会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により、旅費を支給する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条第1項に規定する委員は次のとおりとする。

区 分	氏 名	所 属・役 職
沿線市町	関貫 久仁郎	豊岡市長 (山陰本線WT代表)
	広瀬 栄	養父市長
	藤岡 勇	朝来市長
	浜上 勇人	香美町長
	西村 銀三	新温泉町長
J R 西日本	宮本 芳明	福知山支社支社長
	國弘 正治	近畿統括本部神戸支社長
交通事業者	村上 宣人	全但バス (株) 代表取締役
観光関連	大林 大悟	(一社) 全国旅行業協会 (株) たびぞう 代表取締役
	桐山 徹郎	但馬観光協議会会長
利用者	岡本 慎二	豊岡商工会議所会頭
	谷田 一富	但馬地域商工会振興協議会会長
	松岡 千都	ブンダバー代表
兵庫県	登日 幸治	但馬県民局長

(オブザーバー)

区 分	氏 名	所 属・役 職
近隣行政	羽場 恭一	鳥取市副市長
	田中 祥一	岩美町副町長

第6条にて定める委員の謝金

「JR山陰本線維持・利用促進ワーキングチーム」は、JR山陰本線（梁瀬～鳥取）の維持・活性化に係る利用促進策等を検討するにあたり、幅広い専門的知見を有する有識者による指導・助言を得るための協議会であることから、有識者委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、有識者委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
有識者委員 (第5条第3項に定める者を含む)	日額 12,500円